

[] 消防計画

【特定防火対象物用】

(目的と適用範囲)

第1条 この消防計画は、消防法令に基づき[]における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、出入りするすべての者に適用する。

(管理権原者)

第2条 管理権原者は、[]の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ()を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせるとともに、必要がある場合は防火管理業務に関して指示を与える。
- 3 火災予防上の自主検査により、不備、欠陥事項が発見された場合、管理権原者の責任で速やかに改修しなければならない。
- 4 管理権原者は、次の各号の業務(届出及び報告は別府市消防長宛)を行う。
 - (1) 防火管理者を定めたとき、又は解任したときの届出
 - (2) 定期的な消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果の報告
 - (3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の設置(増設、移設等)届出
 - (4) 防火対象物定期点検報告制度に該当する場合の点検結果等の報告
 - (5) 前号が該当する場合は防火管理維持台帳への記録及び保存
 - (6) 別府市火災予防条例に基づく届出
 - (7) その他必要な事項

(防火管理者)

第3条 防火管理者は、この消防計画の作成(変更)及び実行について、すべての権限を持つものとする。

- 2 防火管理者は、次の各号の業務(届出は別府市消防長宛)を行う。
 - (1) 消防計画の作成(変更)及び届出(改正の都度)
 - (2) 消火、避難及び通報訓練等の計画、届出及び実施
 - (3) 火災予防上の自主検査の実施及び監督
 - (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検立会い又は確認
 - (5) 防火対象物定期点検報告制度に該当する場合の点検立会い
 - (6) 工事中の立会い等及び安全対策の樹立(工事中の消防計画作成及び届出)
 - (7) 火気の使用及び取扱いの指揮監督
 - (8) 収容人員の適正管理
 - (9) 関係のある者に対する防火上必要な教育の実施(消防計画の周知等)
 - (10) 管理権原者への提案及び報告
 - (11) その他必要な事項

(自衛消防の組織)

第4条 自衛消防の組織編成は、防火管理者()を自衛消防隊長とし別表1のとおり編成し任務担当を定める。なお、自衛消防隊長の任務は、次の各号とする。

- (1) 別表1各班の、指揮、統括を行う。
- (2) 災害発生時に消防隊が到着した場合は、情報提供を行う。
- (3) 非常用物品等を有事に備え確保し、定期的に点検整備を行う。
- 2 防火管理者が不在の場合は、その任務を()が代行する。
- 3 管理権原者及び防火管理者は、夜間、休日等の初動措置の編成を留意し、別途定めるものとする。

(火災予防上の自主検査)

第5条 火災予防上の自主検査は、別表2に基づき実施し、定期的に防火管理者に報告

- する。ただし、不備、欠陥事項が発見された場合は、速やかに報告する。
- 2 防火管理者は、不備、欠陥事項の報告を受けた場合は、速やかに管理権原者に報告する。
 - 3 管理権原者は、不備、欠陥事項の報告を受けた場合は、速やかに改修する。

(消防用設備等・特殊消防用設備等の点検整備)

- 第6条 消防法令に基づいた消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び報告については、別表3の業者へ委託する。なお、その点検結果については管理権原者が1年に1回別府市消防長に報告する。
- 2 同条第1項の点検において、不備、欠陥事項が発見された場合は、速やかに改修を実施し、別府市消防長に改修終了の報告をする。

(避難上必要な施設等の維持管理及びその案内)

- 第7条 避難上必要な施設等には、避難障害となる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理する。また、防火戸についてもその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように併せて管理する。
- 2 関係のある者に対して、別添1の避難経路の案内表示を活用し、周知させる。

(防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理)

- 第8条 消防法令に基づく規制及び制限を遵守する。

(収容人員の適正化)

- 第9条 消防法令に定められた収容人員の算定方法に基づき、収容人員を適正に管理する。
- 2 催物の開催等が行われる場合は、収容人員について適正に管理する。また、避難対策について検討する。

(防火上必要な教育)

- 第10条 防火管理者は、別表4の資料等を活用し、()を対象とした防火上必要な教育を別表5のとおり定期的に行う。また、必要に応じて別府市消防長に指導員の派遣要請も行い、知識の向上を図る。

(訓練の実施)

- 第11条 []は、消防法令に基づく特定防火対象物であることから、別表5のとおり定期的に消火訓練、避難訓練及び通報訓練を、別途定める実施内容に基づき実施する。なお、消火訓練、避難訓練及び通報訓練を実施する場合に防火管理者は、別表6の消防訓練実施届出書にて、あらかじめその旨を別府市消防長に通報(報告)する。また、前条同様必要に応じて指導員の派遣要請も行う。

(地震予防措置)

- 第12条 地震災害の予防措置は、第5条に定める自主検査のほか、次の事項を行う。
- (1) 建物及び建物に付随する看板、窓枠等の倒壊、転倒、落下等の防止措置。
 - (2) 火気使用設備器具等の転倒防止及び消火器具の適正配置。
 - (3) 危険物の漏洩、流出等の防止措置。
- 2 防火管理者及び火元責任者は、地震後、建物の火気使用設備器具の点検・検査を行い、その安全を確認した後使用を開始すること。

(地震時活動)

- 第13条 地震後の任務は別表1のとおりとし、活動は次の事項を行う。
- (1) 防火管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具、電気設備等の使用停止措置を行うとともに、ガス及び危険物等の燃料供給停止措置を行う。
 - (2) 屋内にて火災が発生した場合は、他に優先して消火活動にあたる。
 - (3) 避難誘導
 - ア 避難誘導係は、火災等の災害が発生した場合は、()に必要な指示を与え、混乱を防止するとともに、状況により屋外への避難誘導を行う。

イ（ ）を屋外の安全な場所まで誘導した後、地震による災害発生状況等の収集及び、避難場所での待機をお客様に周知する。

(工事中等の安全対策の樹立)

第14条 防火管理者は、防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。また、工事人に対して次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- (2) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
- (3) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (4) 放火を防止するため、資器材等の整理、整頓をすること。
- (5) その他防火管理者の指示すること。

(災害発生時の任務)

第15条 災害発生時の任務は、別表1に定める。

2 災害発生時の一時的に避難する場所は、（ ）とする。また、一時避難場所は（ ）、収容避難場所は（ ）とする。

(防火管理業務の委託)

第16条 []における、夜間等の防火管理業務の委託範囲及び方法等は、別表7のとおり定める。

この消防計画 年 月 日から施行する。

南海トラフ地震対策計画

(南海トラフ地震防災対策規程)

(目的)

第1条 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る防災訓練等防災対策上必要な事項を定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「災害対策本部」という。）の構成、構成員の職務分担及び指揮命令系統は別表1のとおりとする。

(情報収集・伝達)

第3条 防火管理者は、地震発生直後、テレビ、ラジオ、防災行政無線、周辺の状況等から、津波警報や地震被害に関する情報の収集を行い、事業所内の全従業員・顧客等に対し、所内放送・口頭等の方法により、必要な情報を直ちに伝達するものとする。

(避難)

第4条 防火管理者が定める緊急避難場所等は次表のとおりとする。

緊急避難場所	避難人数	うち従業員	うち客等	避難経路
	名	名	名	別添2のとおり

- 注) 1 避難場所等については、地域における避難場所と整合を図り、必要に応じて見直しを行うこととする。
- 2 防火管理者は、前項で定めた避難所等の位置及び当事業所からの避難経路を示す図面並びに円滑な避難のために必要な対策等を明示した書面を作成し、全従業員・顧客等に周知するものとする。

(訓練)

第5条 防火管理者が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体、自主防災組織等が行う訓練には、積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第6条 防火管理者は、従業員に対して、下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行うほか、地方公共団体及び関係機関等が行う防災研修に参加させるものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 従業員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

(広報)

第7条 防火管理者は、事業所内の各所に、想定津波高・到達時間、避難場所、避難経路を示す図面等を掲示するものとする。

【事業所（施設）名】 _____

【事業所（施設）住所】 _____

別表 1 : 第 4 条、第 15 条関係

自衛消防隊長（ 防火管理者 : ）			
班別	任務担当	火災発生時の任務	地震発生時の任務
初期消火			
避難誘導			
通報連絡			
搬出			
救護			

別表 2 : 第 5 条関係

検査実施者				担当区域			
実施日時				実施項目			
月	日	曜日	時間	建物外観	避難障害	消防用設備等	火気使用設備器具
				チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況
防火管理者 確認							

※1 チェック状況は、○…良、×…不備・欠陥、△…即時改善とし、詳細を記載する。
 ※2 不備、欠陥が発見された場合は、速やかに防火管理者に報告する。

別表 3 : 第 6 条関係

委託業者	業 者 名		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
	夜間電話番号		
	緊急連絡先		
	点 検 種 別	機 器 点 検	月予定
月予定			
総 合 点 検		月予定	

別表 4 : 第10条関係

防火教育効果確認			
実施年月日	年	月	日
			氏名
1	消火器の位置を覚えていますか。		

2	消火器を使えますか。		

3	火災発生時の通報先と通報電話番号を覚えていますか。		

4	自衛消防組織のあなたの任務担当を覚えていますか。		

5	避難口の位置や避難器具の設置位置を覚えていますか。		

6	喫煙について守らなければならないことを覚えていますか。		

7	物品等を絶対に置いてはいけない場所を覚えていますか。		

8	火気使用設備器具等を使用の際に守るべきことを覚えていますか。		

9	火災予防上の自主検査を定期的実施していますか。		

10	消防計画の内容を詳細に把握していますか。		

備考		確認結果	／ 10

別表 5 : 第10条、第11条関係

防火上必要な教育	対象者	実施時期		備考	
		採用時	月予定 月予定	必要の都度	
		採用時	月予定 月予定	必要の都度	
		採用時		必要の都度	
		採用時		必要の都度	
訓練の実施	訓練種別	実施時期		備考	
	消火訓練	月予定	月予定		
		月予定	月予定		
	避難訓練	月予定	月予定		
		月予定	月予定		
	通報訓練	月予定	月予定		
		月予定	月予定		
総合訓練	月予定	月予定			
南海トラフ地震に係る防災訓練	月予定	月予定			

- ※ 1 別表 4 の資料等及び別途定める資料により教育を行う。
- ※ 2 就業時には、教育で知り得た知識を活用し、火災予防等に務める。
- ※ 3 消火及び避難訓練は年 2 回以上、通報訓練は年 1 回以上の実施義務がある。
- ※ 4 訓練参加者の事故防止等を図り、安全管理に務める。
- ※ 5 訓練終了後、実施結果について検討及び記録し、以後の訓練に反映させる。

別表6：第11条関係

消防訓練実施届出書

年 月 日

別府市消防長 へ

届出防火管理者

消防計画に基づき、下記のとおり消防訓練を実施します。

記

防火対象物の所在地			
防火対象物の名称	電話	用途	
実施日時	月 日 時 分 ～ 時 分 まで		
訓練種別(該当を○で囲む)	立会い訓練 ・ 自主訓練 消火・通報・避難 (昼間・夜間〈夜間マニュアル含む〉)		
参加人員	関係のある者	名	合計 名
	その他 ()	名	

※消防訓練の概要を簡潔に記入し、必要に応じ訓練計画書を添付してください。また、119番の通報訓練を実施する場合は、事前に消防署指令室（電話25-1122）まで連絡してください。

※ 受付欄

※ 経過欄

--	--

別表7：第16条関係

委託業者又は氏名	
所在地	
電話番号	
夜間電話番号	
緊急連絡先	
委託範囲	
委託方法	

別添1：第7条関係



別添2：南海トラフ地震対策計画 第2条関係

